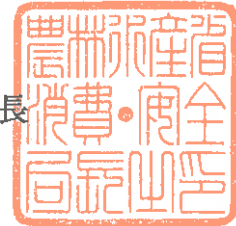


28消安第5319号

平成29年3月6日

一般社団法人 日本青果物輸出入安全推進協会
会長 守谷 潤一 殿

農林水産省消費・安全局長



オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの
生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について

日頃から我が国の植物検疫に御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。

「オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実
に関する植物検疫実施細則」（平成10年2月5日付け10農産第857号農林水産省農
産園芸局長通達）の一部について、別紙のとおり改正したので通知します。

このことについて、貴協会関係者への通知方お取り計らい願います。

オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則（平成10年2月5日付け10農産第857号農林水産省農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出検査の実施の確認 告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」という。）がオランダ植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が指定した場所で、オランダ植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。 また、植物防疫官は、<u>原則として、5月から10月までの期間は週1回以上、11月から4月までの期間は月1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) トラップ調査 告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。 ア 調査期間は、次のとおりとすること。 (ア) (略) (イ) 指定生産地域（<u>指定栽培施設内を除く。以下(1)のエ及び(2)のイにおいて同じ。</u>）：5月～10月 (ウ) (略) イ～オ (略) (2)・(3) (略)</p> <p>6 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示<u>及び仕向地</u>が日</p>	<p>1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出検査の実施の確認 告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」という。）がオランダ植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が指定した場所で、オランダ植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。 また、植物防疫官は、<u>週1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) トラップ調査 告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。 ア 調査期間は、次のとおりとすること。 (ア) (略) (イ) 指定生産地域（<u>栽培施設内を除く。以下2及び3において同じ。</u>）：5月～10月 (ウ) (略) イ～オ (略) (2)・(3) (略)</p> <p>6 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示<u>については(1)</u></p>

本である旨の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききで行われることとされた。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

NPPO, The Netherlands

(2) (略)

別記5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

(1) (略)

(2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合(実施細則7の(2)における措置)

実施細則3の(1)の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則7の(2)において、オランダ植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1)の③のとおりとされた。

① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合
指定生産地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

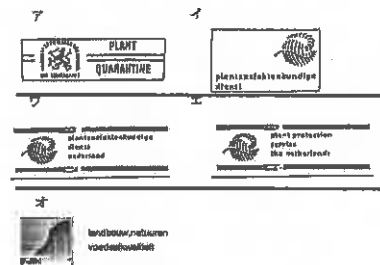
ア・イ (略)

ウ 生果実調査

同定日から起算して2日以内に、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。ただし、複数のトラップにおい

の様式に、仕向地が日本である旨の表示については、(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききで行われることとされた。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) (略)

別記5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

(1) (略)

(2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合(実施細則7の(2)における措置)

実施細則3の(1)の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則7の(2)において、オランダ植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1)の③のとおりとされた。

① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合
指定生産地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア・イ (略)

ウ 生果実調査

同定日から起算して2日以内に、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。ただし、複数のトラップにおい

てチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。なお、生果実調査は、採取した生果実を切開してチチュウカイミバエの寄生の有無を確認する方法により行うこと。

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

アの植物検疫証明書の発行の停止は、厳冬期（12月から1月末まで）の終期である1月末までの措置とし、2月以降は、当該措置を解除すること。

オ イ及びウの調査の際にチチュウカイミバエが発見された場合の措置

イのトラップ調査又はウの生果実調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 3頭目の同定日から起算して2日以内に、最初のチチュウカイミバエの発見のあった地点から半径1.2kmから2.4kmの範囲内に72個のトラップを追加設置すること（5月～10月）。

イ・ウ （略）

エ アのトラップの増設は、アの3頭目の発見日から4週間、チチュウカイミバエが発見されないことを確認するまでの間とすること。

オ ウのトラップ調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

③ （略）

(3)・(4) （略）

てチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

アの植物検疫証明書の発行の停止は、イ及びウの調査の結果、チチュウカイミバエの最終発見日から3世代相当期間チチュウカイミバエが発見されないことが日本国植物防疫機関に確認されるまでの間とすること。

(新設)

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 3頭目の同定日から起算して2日以内に、最初のチチュウカイミバエの発見のあった地点から半径1.2kmから2.4kmの範囲内に72個のトラップを追加設置すること。

イ・ウ （略）

エ アのトラップの増設は、アの3頭目の発見日から4週間、チチュウカイミバエが発見されないことが日本国植物防疫機関に確認されるまでの間とすること。

(新設)

③ （略）

(3)・(4) （略）

オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則

平成10年2月5日付10農産第857号
農産園芸局長通達
改正：平成29年3月6日 28消安第5319号
消費・安全局長通知

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ産のおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認

(1) 発生調査の結果の確認

告示5の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、オランダ農業自然食品安全省農業部植物防疫課（以下「オランダ植物防疫機関」という。）と共同して、当該調査が3の（1）及び（2）により実施されているかどうかを現地で確認すること及び3の（3）の調査結果を確認することにより行うものとする。

(2) 輸出検査の実施の確認

告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」という。）がオランダ植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が指定した場所で、オランダ植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。

また、植物防疫官は、原則として、5月から10月までの期間は週1回以上、11月から4月までの期間は月1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。

(3) 植物防疫官は、オランダ植物防疫機関が発給した植物検査証明書の内容を確認し、記載された荷口が（1）及び（2）により、発生調査及び輸出検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエが発見されなかったものであることを確認するものとし、当該植物検査証明書の記載内容に問題を認めるときは、そ

の旨をオランダ植物検疫当局に通報するものとする。

2 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設

(1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、オランダ植物防疫機関によりそれぞれ次のとおり指定された。

ア 指定生産地域

指定栽培施設の周囲半径1.2km以内の地域

イ 検疫監視地域

ロッテルダム港地域 (Merwede Harbor、 Spaanse Polder、 Barendrecht Auctionの3地域)の周囲半径1.2km以内の地域

(2) 告示1の(1)の指定栽培施設は、オランダ植物防疫機関が指定することとし、指定又はその取消しの都度、関係資料を添付し、別記様式1により植物防疫官あてに通知されることとされた。

3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。

ア 調査期間は、次のとおりとすること。

(ア) 検疫監視地域：5月～10月

(イ) 指定生産地域 (指定栽培施設内を除く。以下(1)のエ及び(2)のイにおいて同じ。)：5月～10月

(ウ) 指定栽培施設内：結実期間

イ 調査は次のとおりの回数を誘殺虫を回収することにより行い、誘引剤は、月に1回交換すること。

ただし、誘引剤がソリッドルアーの場合は、8週間に1回交換すること。

a 5～10月：2週間に1回

b 11～4月：1ヶ月に1回

ウ 検疫監視地域におけるトラップの設置数は、検疫監視地域内に1km²当たり4トラップ以上設置すること。

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア) 5～10月：指定栽培施設の周囲半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定栽培施設内に1トラップ以上設置すること。

(イ) 11～4月：すべての指定栽培施設内に1トラップ以上設置すること。

(ウ) 指定栽培施設内が壁等の仕切りで区切られ、独立した複数の空間となっている場合は、各空間ごとに1トラップ以上設置すること。

オ トラップは、チチュウカイミバエの侵入による危険性等を考慮して適切に

配置すること。

(2) 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。

ア 検疫監視地域における調査

(ア) 調査は、チチュウカイミバエの発生地域から輸入された寄主生果実について、5月から10月までの間、随時行うこと。

(イ) 調査果実数は、チチュウカイミバエの侵入による危険性等を勘案して決定すること。

(ウ) 調査は、約23℃～28℃で2～3週間保管し、チチュウカイミバエの寄生の有無を確認する方法(以下「保管調査」という。)によること。

イ 指定生産地域における調査

(ア) 調査は、検疫監視地域におけるトラップ調査の結果、チチュウカイミバエが発見された場合に、その都度実施すること。

(イ) 調査は、(ア)の場合において、指定生産地域ごとに、当該地域内の寄主生果実について実施すること。

(ウ) 調査地点数及び調査果実数は、次の事項により、チチュウカイミバエの寄主植物の分布状況及び栽培状況を勘案して決定すること。

a 指定生産地域内に結実した寄主植物が存在する場合は、その指定生産地域ごとに1本以上の結実した寄主植物を調査すること。

b 複数の指定生産地域が一部で重複する場合、調査はそれぞれの指定生産地域ごとに1本以上の結実した寄主植物について実施すること。

ただし、重複する部分に結実した寄主植物が存在するなど、複数の指定生産地域内にある結実した寄主植物の総数が指定生産地域の合計数に満たない場合は、その総数を調査対象とすること。

c 指定生産地域内に結実した寄主植物が存在しない場合にあっては、その指定生産地域を調査対象から除外することができる。

(エ) (ウ)のbただし書き又はcの状況が生じた際は、オランダ植物防疫機関はその状況を植物防疫官に報告すること。

(オ) 調査は保管調査によること。

ウ 指定栽培施設内における調査

(ア) 調査は、生果実の日本への輸出に先立ち、指定栽培施設ごとに、当該施設内で栽培中の生果実について、結実期間中に1回以上行うこと。

(イ) 調査果実数は、生果実の栽培状況を勘案し決定すること。

(ウ) 調査は、保管調査によること。

(3) 調査結果の記録及び通報

(1)及び(2)の調査の結果は、オランダ植物防疫機関により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されることとされた。

4 こん包及びこん包施設

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次に掲げるもののいずれかによることとされた。

ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料(通気孔を設けているもの)においては、その通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込むこと。

イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものを使用すること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で覆うこと。

(2) こん包施設

告示6の(2)のこん包施設は、別記4のとおりトラップ調査によりチチュウカイミバエがいないとしてオランダ植物防疫機関が特に指定することにより設置され、かつ、日本向けこん包が日本向け以外の荷口と区分して行われることとされた。

5 保管

輸出検査を終了したこん包は、チチュウカイミバエが付着しない場所において、日本向け以外の荷口と分離して保管されることとされた。

6 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示及び仕向地が日本である旨の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われることとされた。

(1) 輸出植物検査終了の表示

NPPO, The Netherlands

(2) 仕向地の表示

FOR JAPAN

7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置

(1) 検査監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ植物防疫機関により、次の措置がとられることとされた。

ア チチュウカイミバエが発見されたことを直ちに日本国植物防疫機関に通報すること。

イ 別記5の(1)のとおり必要な改善措置等行うこと。

ウ イの措置の状況及びその結果を日本国植物防疫機関に報告すること。

(2) 指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ植物防疫機関は、別記5の(2)及び(3)のとおり措置することとされた。

この停止措置は、オランダ植物防疫機関により別記5の(2)及び(3)の必要な改善措置が講じられたことを植物防疫官が確認し、その措置の結果、チチュウカイミバエが発生していないことが日本国植物防疫機関により確認されれば、解除されることとされた。

8 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認することにより行うものとする。

(2) 告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合若しくは告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) チチュウカイミバエが発見された場合には、別記5の(4)のとおり措置するものとする。

別記様式1 (2の(2)関係)

指定栽培施設リスト (指定)

指定施設番号	設置場所	所有者名	指定年月日	施設内トラップ 番号	野外トラップ 番号

指定栽培施設リスト (取消)

指定番号	設置場所	所有者名	取消年月日

別記様式2 (3の(3)関係)

トラップ調査の記録

トラップ 番号	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	設置 場 所	誘引剤の 交換 年月日	調査年月日 発見状況	備考

別記様式3（3の（3）関係）

生果実調査の記録

整理 番号	調査 場所	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	調査年月日 調査果実品目 結果	備考

別記4

こん包施設におけるトラップ調査（実施細則4の（2）における措置）

- (1) こん包施設が指定栽培施設に接続するが、別空間として区切られている場合、又は指定生産地域内に存在し、指定栽培施設に近接する場合は、使用期間中、こん包施設内に1トラップ以上設置すること。
- (2) こん包施設が指定生産地域外に存在する場合は、5月から10月までの間、こん包施設の周囲半径1.2km 以内の地域に1.5km²キロメートル当たり1トラップ以上設置すること。
- (3) (2) のこん包施設に生果実を輸送する場合にあっては、密閉型コンテナ等に収容する等、生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置をとること。

別記5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

- (1) 検疫監視地域においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の（1）のイにおける措置）

実施細則3の（1）及び（2）の検疫監視地域における発生調査において、検疫監視地域内の Merwede Harbor、 Spaanse Polder、 Baren drecht Auction の各地域のうち1地域において、最初ミバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① 3頭目の発見日から1週間以内に、実施細則3の（1）のエの指定生産地

及び指定栽培施設内に設置されているすべてのトラップを確認すること。

② ①の調査期間中に実施細則3の(1)の調査が実施される場合は、併せて実施することができる。

③ 実施細則7の(1)のアにおいて、日本国植物防疫機関に通報する情報は次のとおりとする。

ア 発見されたチチュウカイミバエの態、齢及び性別

イ 発見頭数

ウ 発見年月日

エ 発見場所(地域名、発見地点周辺の縮尺1/50,000程度の地図)

オ 発見された寄主植物名又は誘殺されたトラップ番号

カ チチュウカイミバエであると判定した日(以下、「同定日」という。)

キ 前回の調査日

(2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合(実施細則7の(2)における措置)

実施細則3の(1)の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則7の(2)において、オランダ植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1)の③のとおりとされた。

① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合

指定生産地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 植物検疫証明書の発行停止

チチュウカイミバエの発見後、直ちに発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に存在する指定栽培施設及びこん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に位置する指定栽培施設及びこん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。

イ トラップ調査

(7) 同定日から起算して2日以内にチチュウカイミバエの発見地点(2頭発見された場合はその中間地点)から半径1.2kmの範囲内に48個のトラップを追加設置すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内に48個のトラップを追加設置すること(5月~10月)。

- (イ) (ア)の範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップを共有することができる。
- (ウ) (ア)で追加設置されたトラップ並びに(イ)の範囲内の指定栽培施設及びこん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

ウ 生果実調査

同定日から起算して2日以内に、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。なお、生果実調査は、採取した生果実を切開してチチュウカイミバエの寄生の有無を確認する方法により行うこと。

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

アの植物検疫証明書の発行の停止は、厳冬期（12月から1月末まで）の終期である1月末までの措置とし、2月以降は、当該措置を解除すること。

オ イ及びウの調査の際にチチュウカイミバエが発見された場合の措置

イのトラップ調査又はウの生果実調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

① において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 3頭目の同定日から起算して2日以内に、最初のチチュウカイミバエの発見のあった地点から半径1.2kmから2.4kmの範囲内に72個のトラップを追加設置すること（5月～10月）。

イ アの範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップを共有することができる。

ウ アで追加設置されたトラップ並びに及びアの範囲内の指定栽培施設及びこん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

エ アのトラップの増設は、アの3頭目の発見日から4週間、チチュウカイミバエの発見がないことを確認するまでの間とすること。

オ ウのトラップ調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

③ 一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合

指定生産地域において、一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが

発見された場合は、①及び②の措置を併せて実施すること。

(3) 指定栽培施設内又は輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の(2)における措置）

実施細則3の(1)の指定栽培施設内におけるトラップ調査、実施細則3の(2)のイ、上記(2)のウの生果実調査及び実施細則1の(2)の輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① チチュウカイミバエの発見後、直ちにすべての日本向けの荷口に対する植物検疫証明書の発行を停止すること。
- ② 日本側植物検疫機関と協議の上、チチュウカイミバエが付着した原因について調査すること。
- ③ ②の調査の実施後、直ちにその結果を日本国植物防疫機関に報告すること。
- ④ ①の植物検疫証明書の発行の停止は、③の調査の結果により原因が判明し、必要な改善策が講じられたことが日本国植物検疫機関に認められるまでの間とすること。

(4) 輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則8における措置）

実施細則8の(4)の輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合には、日本国植物検疫機関は次による措置を行うものとする。

- ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ 直ちに輸入検査を中止すること。
- ウ オランダ植物防疫機関に対し、ア及びイの措置について通知すること。
- エ オランダ植物防疫機関に対し、植物検疫証明書の発給の停止、チチュウカイミバエが付着した原因について調査の実施並びにその調査報告書の提出及び必要な改善策の提案を求めること。
- オ イの輸入検査の中止は、エの調査により原因が判明し、必要な改善策が講じられたと認められるまでの間とすること。